

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

規則

○福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十五号

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年福島県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十六年三月三十一日までの間、条例第二条の申請をしようとする者であつて東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。)により被害を受けたものに対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「他の一人は、福島県内に居住する者であつて」とあるのは「他の一人は」と、「もの」とあるのは「者」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(地域医療課感染・看護室)

福島県規則第五十六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県営浜川団地の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)